

最終算定月及び新番号単価適用への対応状況に関する調査結果

ユニバーサルサービス制度における平成20年度最終算定月が、毎月の稼働電話番号数の伸びの鈍化の影響により、認可申請時の予定時期（平成20年12月）から1か月遅い「平成21年1月」となったことに伴い、新番号単価（8円/月・番号）の適用開始時期についても認可申請時の予定時期（平成21年1月稼働分）から1ヶ月分遅い「平成21年2月稼働分」となったことを受けて、現状把握及び課題抽出の観点から、支援機関において負担対象事業者各社における対応状況及び具体的な支障の有無等について調査を行った。

その結果は、以下のとおりである。

1 調査内容

最終算定月の確定手順と新番号単価の適用時期との関連性についての認知度、新番号単価の適用開始時期が1ヶ月遅れたことへの措置状況及び生じた支障の度合いとその内容、制度変更措置等の要否

2 調査対象

平成21年1月末時点での負担対象事業者40社
（うち、40社全てから回答）

3 調査方法

e - メールによる記入方式の調査票送付・回収（調査票は別添のとおり）

4 調査時期

平成21年3月16日から同年4月6日まで

5 調査結果

（1）概要

別紙のとおり

（2）分析・まとめ

調査結果全体を俯瞰的に捉えると、最終算定月に連動して新番号単価の

適用時期が変動することにより、「ユニバーサルサービス料」の変更に伴うユーザー対応や社内での検討段階などの場面で、殆どの負担対象事業者において少なからず影響があったものと認識。

しかしながら、調査実施前に懸念されていたユーザーへの対応の支障については、大部分の事業者が「支障がなかった」と回答。さらに、社内対応やそれ以外の対応上の支障についても、大部分の事業者が「支障がなかった」との回答であった。

この「支障がなかった」との回答が大勢を占める結果となった背景として、現行制度の安定的運用を図る観点から、支援機関において新番号単価の適用開始時期や負担金の徴収率などの関連情報を可能な限り早期に公開したことにより、負担対象事業者における事前の判断や対応が比較的円滑になされたことが影響しているのではないかと推測される。

また、現行制度での新番号単価の適用の時期についても、40社中32社が「今後も支援機関による事前の周知など必要な措置を取ってもらえれば、現行制度で実行上対応可能である」と回答していることから、今回の支援機関の事前措置について一定の評価がなされたものと思料。

だが、一方で、40社中数社から、「支援機関の事前措置により今回は支障がなかったが、多種多様なケースを想定すると、新番号単価の適用時期の固定化について継続検討願いたい」旨の要望が意見として寄せられているところ。

以上を踏まえて、支援機関としては、次のとおり対応することとしたい。

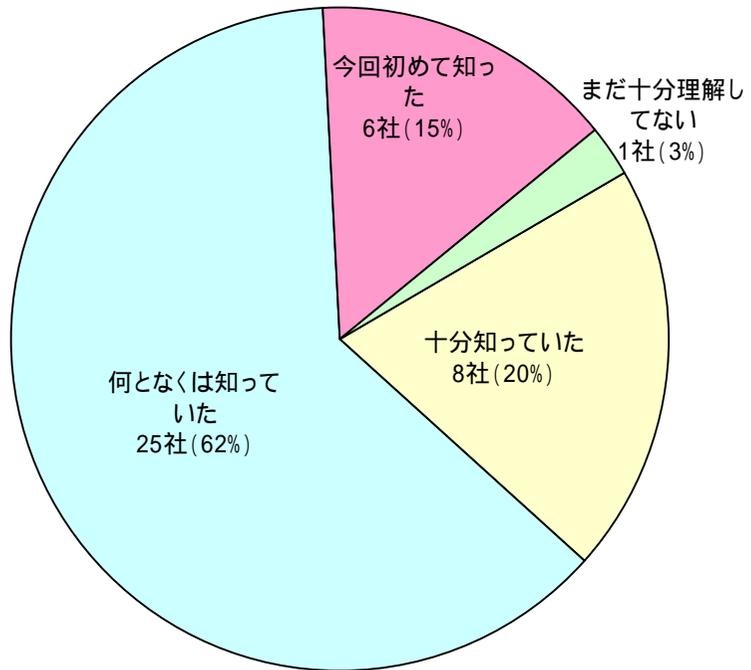
- ア 当面は、現行制度のもとで、情報公開等の必要な事前措置を支援機関において講じることで対応したい。
- イ 具体的な事前措置としては、支援機関において最終算定月の到来月を早期に見通し、その結果等を情報公開するなどして関係者間の情報共有の徹底を図ることとしたい。
- ウ また、併せて、今後とも制度の安定的運用に努めるべく、支援機関において新番号単価の適用開始時期についての多種多様なケースを想定し、必要な事前措置についてのマニュアル化を図ることとしたい。
- エ なお、新番号単価の適用時期の固定化についての要望もなされていることから、制度面での対応の可能性についても継続検討することとしたい。

以上

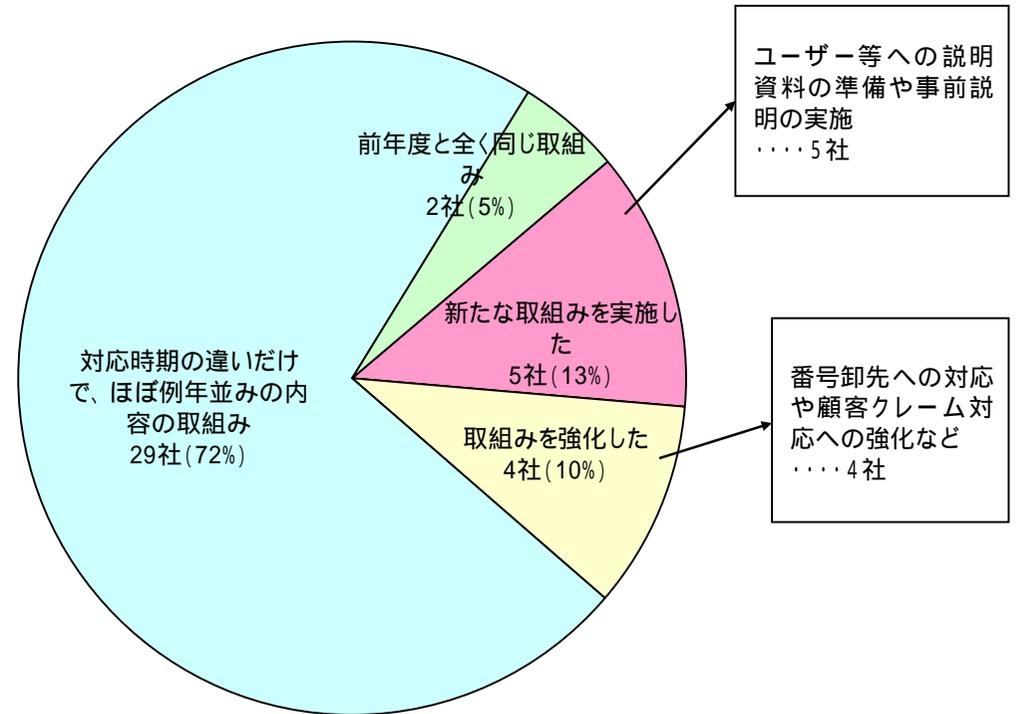
< 最終算定月に係るアンケート集計結果 >

別紙

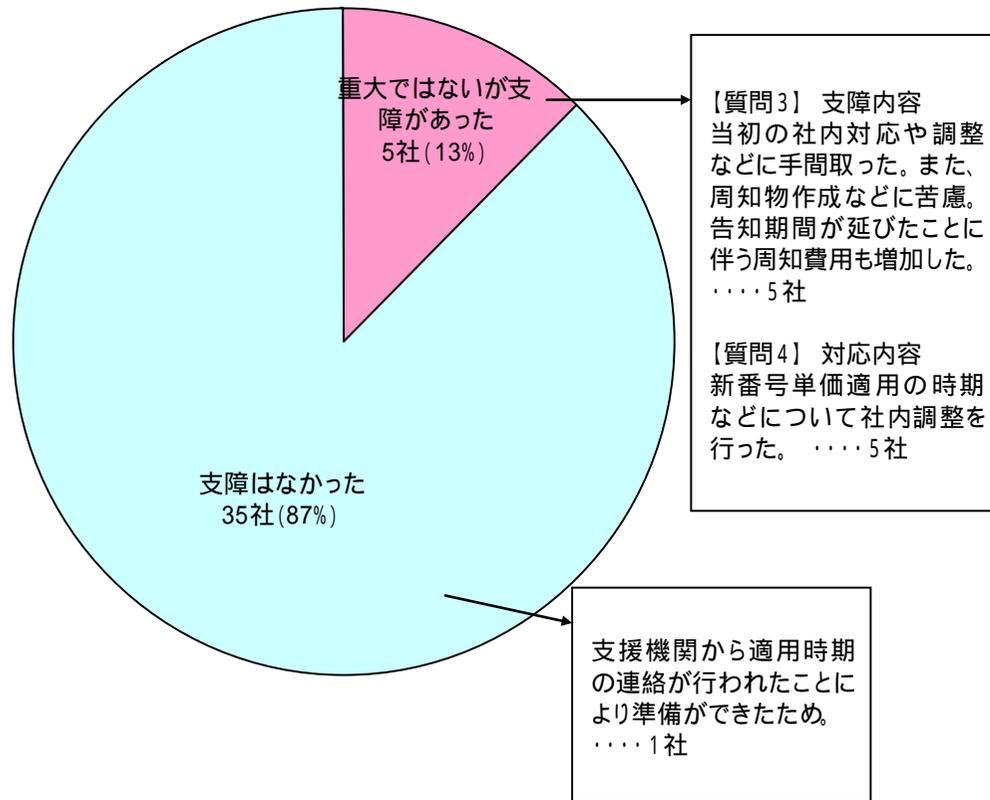
【 】 最終算定月についての認知について



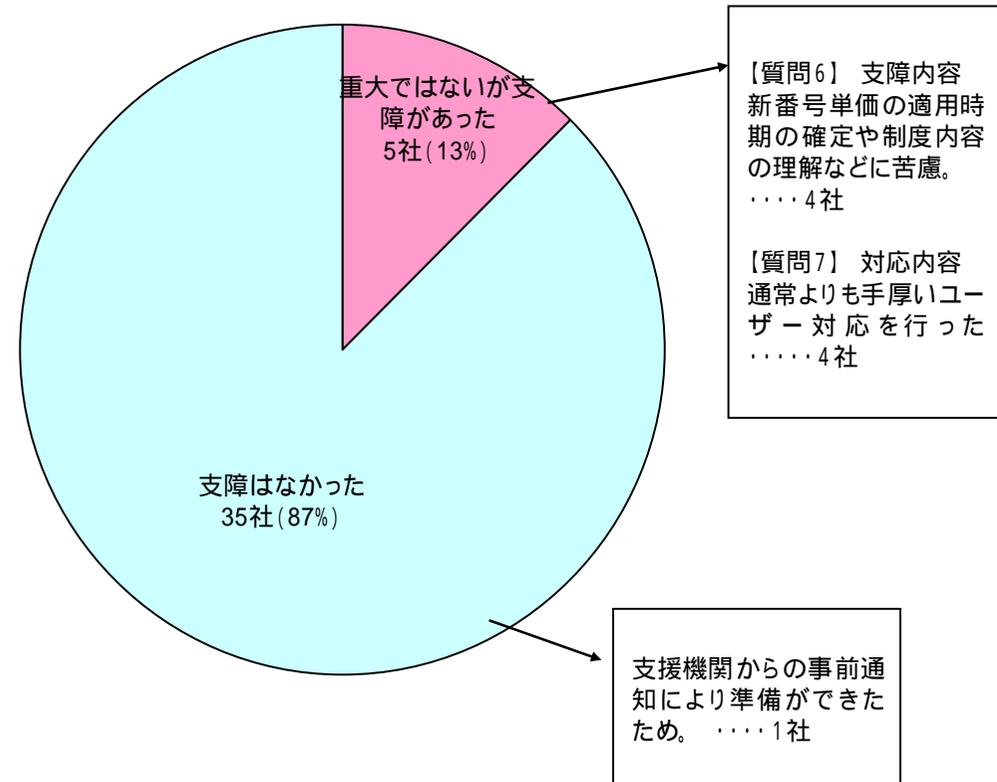
【 】 最終算定月変動による新たな取組みの有無について



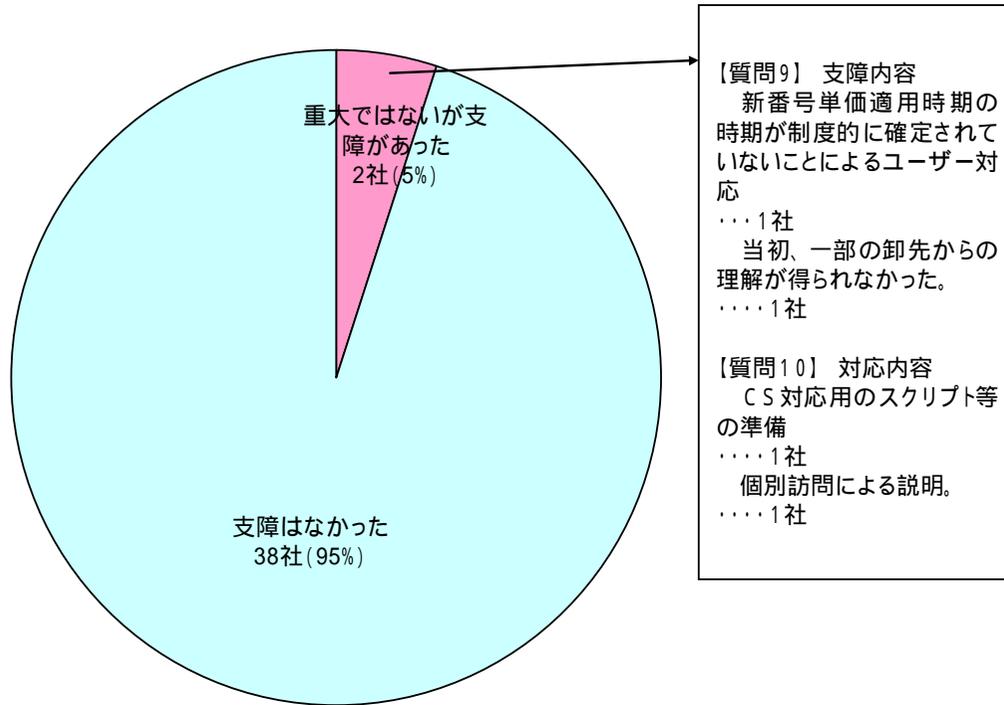
【 】 社内において生じた支障について



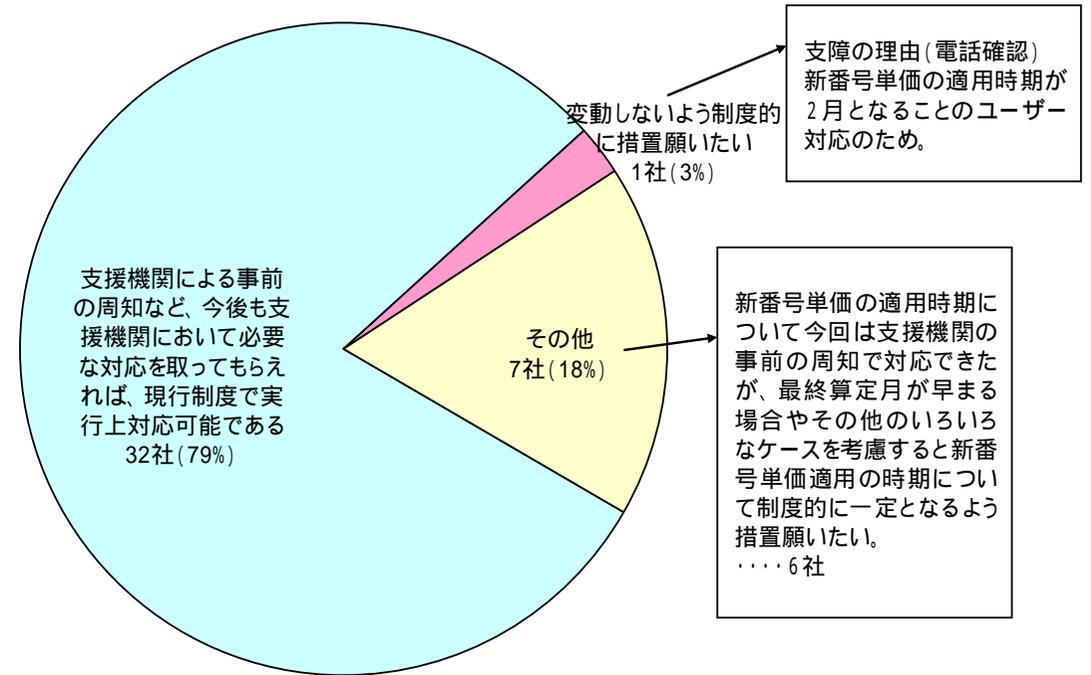
【 】 ユーザーとの関係で生じた支障について



【 】 以外で生じた支障について



【 】 現行制度での新番号単価適用時期について



【 】 最終算定月と新番号単価の適用時期についての意見・要望

- 1 新番号単価の適用時期の固定化の要望 4社
- 2 支援機関による事前説明の継続実施と新番号単価適用時期の情報提供のより早期化 7社

平成21年3月16日

負担対象事業者各位

(社)電気通信事業者協会
ユニバ支援業務室ユニバーサルサービス制度における最終算定月及び
新番号単価適用への対応状況に関する調査のお願い

平素はユニバーサルサービス制度の運用につきましてご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。またこの度は最終算定月や新番号単価適用に当たってのご対応、周知活動等ご尽力を賜り誠にありがとうございました。

さて、その最終算定月の対応につきまして平成20年度の必要負担金徴収額が電話番号数の伸びの鈍化などから13ヶ月間で徴収しなければならなくなり、これに伴い、平成20年度最終算定月が12月ではなく平成21年1月となり、先般、この状況をお知らせ申し上げたところで

これに伴い月額8円の新番号単価の適用が、平成21年2月からとなったところですが、最終算定月の定義が“「補てん対象額+支援業務費」の額を超える月”と省令(算定規則)に規定されており、最終算定月が予め確定された時期とはなっていないため、年度によっては新番号単価の適用開始時期も最終算定月に連動して、変動することとなります。

このため「ユニバーサルサービス料」を設定し、ユーザーから徴収している事業者から、新番号単価の適用についてお客様への円滑な対応などを危惧する声が寄せられおり、支援機関としても新番号単価適用の時期について極力、早期にお知らせをして参りました。

今般、支援業務諮問委員会(電気通信事業法第113条に基づき当支援機関に設置されている機関)から支援機関に対して、「本件の対応状況等について把握の上、報告されたい」旨の要請があったことから、別紙の調査票により調査をさせて頂きたいと存じますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果は、次年度以降の新番号単価の適用開始時期等への対応に活用のごとし、かつ、調査結果によっては関係機関に対し必要な措置についてお願いをして参りたいと考えますので、必ずご提出くださるようお願いいたします。

今回の調査対象は負担対象事業者様としておりますが、番号卸先事業者様への対応は負担対象事業者様にご一任をいたします(卸先についても調査を行われる場合は、このメールの転送は可です。また回答につきましては、負担対象事業者様において取りまとめの上、当方に送付ください。回答内容の集計の必要はございません。)

なお、調査票はEメールにより4月6日(月)17時までに支援機関必着でお送り下さるようお願いいたします。

おって、調査結果につきましては、各社様の個別の情報につきましては開示しませんが、全体取りまとめ結果につきましては、各社様に報告させていただくとともに、諮問委員会等に提出させていただきます。

以上

調 査 票

この調査は今後の最終算定月や新番号単価適用への対応等に資するために行うものです。つきましては、今回の新番号単価適用への対応状況、その他忌憚のないご意見等を記入下さるようお願いいたします。

なお、回答は各質問事項の該当番号に 印を付し、また必要事項を記入ください。

提出会社名

今年度の最終算定月が認可申請時の予定時期よりも1ヶ月遅くなったことについて

質問1 最終算定月が負担金の徴収結果によって決まることと新番号単価の適用時期が関連していることをご存じでしたか。

- (1) 前から十分知っていた。
- (2) 前から何となくは知っていたが、今回、改めて認識した。
- (3) 今回初めて知った。
- (4) まだその仕組みを十分理解してないので、何かの折に説明して頂きたい。

質問2 最終算定月の変動により、新番号単価の適用時期についても、前年度(H20.1)と今年度(H21.2)とで1ヶ月遅くなりました。

これを受けて、御社として今回、前年度に比べて新たにお取りになった措置がございましたか。

- (1) ある(具体的な措置内容 _____)
- (2) 新たに取った措置は無かったが、前年度の取組みを強化した。
(具体的な内容 _____)
- (3) 対応時期の違いだけで、ほぼ例年並みの内容の取組み
- (4) 時期・内容ともに前年度と全く同じ取組み

月額8円の新番号単価の適用時期が認可申請時の適用予定時期よりも1ヶ月遅くなったことによる社内で生じた支障などについて

質問3 今年度の最終算定月がH21.1となったことにより、月額8円の新番号単価の適用時期もH21.2と認可申請時の適用予定時期よりも1ヶ月遅くなりました。これを受けて、御社社内において生じた支障の程度とその内容についてお伺いします。

- (1) 重大な支障があった。 質問4にお進みください。
(具体的な支障 _____)
- (2) 重大ではないが、支障があった。 質問4にお進みください。
(具体的な支障 _____)
- (3) 支障はなかった。 質問5にお進みください。

質問4 質問3で(1)及び(2)と回答した方にお伺いします。
お答え頂いた支障に対し解決策等具体的に対応しましたか。

- (1) 対応済み 若しくは 対応中
(対応内容 _____)
- (2) 未対応
(理由 _____)
- (3) その他
(具体的内容 _____)

質問5 質問3で(3)と回答した方にお伺いします。
支障がなかった理由などを選んでください。

- (1) 「ユニバーサルサービス料」を設定していないため
- (2) 適用時期が1ヶ月ずれただけであることから、事前に支障が出ないように準備できたため
- (3) その他(具体的に _____)

月額8円の新番号単価の適用時期が認可申請時の適用予定時期よりも1ヶ月遅くなったことによるユーザーとの関係で生じた支障などについて

質問6 今年度の最終算定月がH21.1となったことにより、月額8円の新番号単価の適用時期もH21.2と認可申請時の適用予定時期よりも1ヶ月遅くなりました。これを受けて、ユーザーとの関係で生じた支障の程度とその内容についてお伺いします。

- (1) 重大な支障があった。 質問7にお進みください。
(具体的な支障 _____)
- (2) 重大ではないが、支障があった。 質問7にお進みください。
(具体的な支障 _____)
- (3) 支障はなかった。 質問8にお進みください。

質問7 質問6で(1)及び(2)と回答した方にお伺いします。
お答え頂いた支障に対し解決策等具体的に対応しましたか。

- (1) 対応済み 若しくは 対応中
(対応内容 _____)
- (2) 未対応
(理由 _____)
- (3) その他
(具体的内容 _____)

質問8 質問6で(3)と回答した方にお伺いします。
支障がなかった理由などを選んでください。

- (1) 「ユニバーサルサービス料」を設定していないため
- (2) 適用時期が1ヶ月ずれただけであることから、事前に支障が出ないように準備できたため
- (3) その他(具体的に_____)

上記 及び 以外で生じた支障などについて

質問9 上記 及び 以外で、今回の新番号単価の適用時期の変動により生じた支障の程度と内容についてお伺いします。

- (1) 重大な支障があった。 質問10にお進みください。
(具体的な支障_____)
- (2) 重大ではないが、支障があった。 質問10にお進みください。
(具体的な支障_____)
- (3) 支障はなかった。

質問10 質問9で(1)及び(2)と回答した方にお伺いします。
お答え頂いた支障に対し解決策等具体的に対応しましたか。

- (1) 対応済み 若しくは 対応中
(対応内容_____)
- (2) 未対応
(理由_____)
- (3) その他
(具体的内容_____)

現行制度での新番号単価の適用時期について

質問11 現行制度では、負担金の徴収状況により最終選定月が確定し、その翌月から新番号単価が適用される仕組みとなっております。

この制度上の仕組みに基づいて実施している新番号単価の適用時期について、今後の対応の考え方を伺います。上記 から で回答を頂きました支障の内容やその対応状況などを踏まえてお答えください。

- (1) 支援機関による事前の周知など、今後も支援機関において必要な対応を取ってもらえれば、現行制度で実行上対応可能である。
- (2) 新番号単価の適用開始時期の変動のために支障が生じたことから、新番号単価の適用開始時期が変動しないよう制度的に措置願いたい。
(具体策_____)
- (3) その他(具体的に_____)

その他

最終算定月と新番号単価の適用時期等についての要望、意見等がございましたら記入ください。

--

以上です。ご協力ありがとうございました。